

在宅協の主導により介護5団体で訪問介護の要望書を提出、囲み取材を行いました

2026年10月15日、日本在宅介護協会の主導により、介護5団体の連名で厚生労働大臣あてに訪問介護の報酬増額に関する要望書を提出しました。

2027年度介護報酬改定に向けた議論が本格化する中、地域の高齢者を支える訪問介護事業者の経営環境は厳しさを増すばかりであり、物価や人件費の高騰を踏まえた基本報酬の引き上げについて要望しました。

熊木老健局長に要望書を手渡す森山典明会長（左から3人目）



要望内容（抜粋）※全文は巻末に掲載

訪問介護の基本報酬について、令和6年度マイナス改定前の報酬水準に回復したうえで、昨今の物価・人件費高騰分以上の増額をお願いしたい。

- ・前回改定において2%強の大幅マイナス改定となって以降、倒産・廃業が相次ぎ過去最多を更新、訪問介護が1つも存在しない自治体も全自治体の7%まで増加している。
- ・介護事業経営実態調査の収支差率の平均値だけを見て「訪問介護事業は十分な収益を上げている」と判断すべきでない。
- ・訪問介護は在宅ケアの最前線を担う、最後の砦である。

参加団体と出席者（敬称略）

日本在宅介護協会	会長 森山典明
全国介護事業者協議会	理事長 座小田孝安
全国介護事業者連盟	理事長 斉藤正行
日本ホームヘルパー協会	会長 松下みゆき
全国ホームヘルパー協議会	全国社会福祉協議会地域福祉部長 宮内良樹

訪問介護の危機的状況を厚労省にしっかりと伝えました



↓ 厚労省との面会終了後には数多く集まったマスコミへの取材対応を行いました

その後、5団体トップが揃ってマスコミへの囲み取材を行いました



▲代表してマスコミの質問に応える森山会長（写真中央）



▲訪問介護の大幅な報酬アップを訴えました



▲会場にはメディア約20社が集まり、関心の高さが伺えます



↓5団体連名で厚労大臣に提出した要望書は次頁をご参照ください

厚生労働大臣
上野 賢一郎 様

訪問介護の基本報酬増額に係る要望（令和9年度介護報酬改定）

一般社団法人 日本在宅介護協会
一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会
一般社団法人 全国介護事業者連盟
全国ホームヘルパー協議会
日本ホームヘルパー協会

地域の訪問介護サービスの持続性を確保し、できる限り住み慣れたご自宅で、安心して自分らしい生活を実現できる環境を維持するため、以下のとおり要望いたします。

記

1. 訪問介護の基本報酬について、令和6年度マイナス改定前の報酬水準に回復したうえで、昨今の物価・人件費高騰分以上の増額をお願いしたい。

- ・ 介護関係 17 団体による先般の緊急調査では、物価高騰分をカバーできていないとの事業者回答が9割に上っています。中でも、訪問介護に関しては、令和6年度介護報酬改定において全体+1.59%改定の中、2%強の大幅マイナス改定となって以降、倒産・廃業が相次ぎ過去最多を更新¹、訪問介護が1つも存在しない自治体も全自治体の7%まで増加²しています。
- ・ 昨年の「介護事業経営概況調査」では、訪問介護事業者の35.1%が赤字である一方、平均の収支差率の平均値は9.6%と高い数字が示されています³。しかしながら、ご高承のとおり、訪問介護事業所は立地、規模、事業形態によって経営状況は様々であり⁴、地域に点在する利用者宅を一軒一軒訪問してサービスを提供している小規模事業者の状況は深刻です。平均値だけを見て「訪問介護事業は十分な収益を上げている」と判断することには、慎重であるべきです。
- ・ データの捉え方を誤れば、最前線で地域を支えているホームヘルパー及び訪問介護事業者の士気を下げ、結果としてサービスの撤退を助長します。その代償を払うのは事業者以上にご利用者です。現在集計中の「介護事業経営実態調査」においては、例えば、極めて高い収支差率を示す事業者がどのような事業形態・特徴を有するのか、またその数値が平均値に与える影響や、費用がどこまで適切に計上されているのか等も含め、ぜひ精緻な分析を行っていただきたい。そのうえで、掲題の要望に沿うご判断を強くお願い申し上げます。
- ・ ご承知のとおり、介護保険制度は「家族介護の限界」や「社会的入院の増加」という社会課題に対応するために創設された制度であり、訪問介護は在宅ケアの最前線を担う、最後の砦です。地域の介護サービスがなくなれば、「利用者本位」という基本理念が損なわれるだけでなく、家族の負担が増え、病院の負担も増えます。社会保障費を1円抑制することと、社会的コストを1円抑制することは同じではありません。このことも改めて念頭において、地域の介護基盤とそこに暮らす利用者の生活を守る観点で、ご検討・ご判断を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

¹ 訪問介護事業者の倒産・休業解散の合計件数は、改定前の R5:427 件→R6:529 件(23.9%増)→R7:556 件(対 R5 で 30.2%増)。老人福祉・介護事業者全体の同件数の約7割を訪問介護事業者が占める。

² 訪問介護がゼロの自治体数は、改定前の R5/12: 97自治体→R8/6: 116自治体(16.5%増)に増加。

³ 訪問介護事業所は売上規模が小さく、収支差率 9.6%といっても収支差額は 31.6 万円/月。処遇改善や生産性向上に向けた人財育成、DX 投資もままならない収益規模。

⁴ 収支差率の分布をみると、訪問介護だけが「-50%超」から「+50%超」まで広く分散しており、中央値は 5.4%。